

第十二中学校 部活動に関する活動方針

<p>学校における部活動の方針</p>	<p>○スポーツ障がい・外傷予防やバランスのとれた学校生活への配慮等、生徒の心身の健康管理を徹底する。</p> <p>○活動場所の施設・設備の点検や安全対策等を含む事故防止の徹底をする。</p> <p>○体罰・ハラスメント等の根絶を行う。</p> <p>○熱中症事故防止のため、気象庁の高温注意報が発せられた場合、屋外の活動の原則禁止</p> <p>○生徒の心理面を考慮した肯定的な指導を行う。</p> <p>○生徒の状況の細かい把握をし、適切なフォローを加えた指導を行う。</p> <p>○事故防止、何膳確保に注意した指導を行う。</p> <p>○肉体的、精神的な負荷や厳しい指導と体罰等の許されない指導との区別</p>
<p>適切な休養日等の設定方針</p>	<p>休養日</p> <p>(1)休養日</p> <p>①週当たり2日以上の休養日を設定する。</p> <p>平日少なくとも1日、週休日は少なくとも1日は休養日とする。</p> <p>休養日が確保できなかった場合は、他の日に振り替える。</p> <p>②長期休業中</p> <p>学期中に準ずる形で活動する。</p> <p>生徒の十分な休養の確保とともに、部活動以外の多様な活動を行えるよう、連続した休養期間の確保に努める。</p> <p>(2)活動時間</p> <p>①学期中</p> <p>休憩時間等も含め、平日は2時間程度、週休日は3時間程度とする。</p> <p>②長期休業中</p> <p>学期中の週休日に準じ、できるだけ短時間で、効率的・効果的な活動を行う。</p>
<p>設置されている 運動部活動名</p>	<p>女子バレーボール部、バスケットボール部、バドミントン部、卓球部、女子ソフトテニス部</p>
<p>設置されている 文化部活動名</p>	<p>吹奏楽部、演劇部、美術部、ホビー部</p>